

# 福岡県公報

令和元年5月31日  
第 8 号

## 目次

### 告 示 (第50号 - 第59号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	4
○道路の占用の制限	(道路維持課)	4
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
<b>公 告</b>		
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	5
○建設業の営業の停止	(建築指導課)	6
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	8
○総合特別区域法に基づく指定法人の法人の名称の変更	(商工政策課)	8
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障がい福祉課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障がい福祉課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	11
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	13
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	15
<b>公安委員会</b>		
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	15
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	16
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	16
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	17
○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)	19
○機械警備業務管理者講習の実施	(警察本部生活保安課)	21
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	23
<b>雑 報</b>		

定期発行日 毎週火金曜日  
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号  
 福岡県 総務部行政経営企画課 社 会 式 株 式 有 限 公 司 印 刷  
 久野 野 久 印 刷 社 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

○令和2年度福岡県農業大学の学生の募集 (経営技術支援課) .....25

# 告 示

## 福岡県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
久留米	県道	藤 田 日吉町 線	前	久留米市南一丁目441番1先から久留米市花畑三丁目102番先まで	7.8 ～ 17.3	964.9	うち一般県道安武本国分線重用延長39.8メートル
			後	久留米市南一丁目441番1先から久留米市花畑三丁目102番先まで	15.7 ～ 52.1		うち一般県道安武本国分線重用延長39.8メートル

## 福岡県告示第51号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	523	北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 北九州市総合保健福祉センター6階 一般社団法人 北九州市食品衛生協会	北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ6階 北九州市保健所西部生活衛生課内 八幡西支所	令和元年 5月20日
旧			北九州市八幡西区黒崎三丁目15-4 コムシティ6階 北九州市保健所西部生活衛生課内 八幡西支所	

## 福岡県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生397	新宮クリニック	糟屋郡新宮町大宇原上1574-1	H 31・4・1
福津生70	明日花クリニック	福津市日苺野三丁目1-109	H 31・4・1
福津生69	ひまきのクリニック 内科循環器内科	福津市日苺野五丁目5-11	R 1・5・1
春生182	ながの内科クリニック	春日市白水ヶ丘一丁目55	H 31・4・1
那珂生2	水ノ江医院	那珂川市今光三丁目11	H 31・4・3
糸島地生121	古賀医院	糸島市高田一丁目9-32	H 31・4・1
田生190	金子内科医院	田川市新町25-1	H 31・4・1
粕生歯70	木村歯科医院	糟屋郡須恵町大宇上須恵797-2	H 31・4・1

春生歯102	さとう歯科医院	春日市春日公園二丁目67	H 31・4・1
北筑後生7	なのはな歯科クリニック	三井郡大刀洗町大字下高橋44-1	H 31・4・1
飯生歯173	しろうず歯科クリニック	飯塚市小正124-6	H 31・4・1
大生薬195	かなえ調剤薬局	大牟田市大字手鎌955-1	H 31・3・1
福津生訪10	訪問看護ステーションまる	福津市宮司二丁目13-18	H 31・4・1

### 福岡県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生45	明日花クリニック福津在宅診療所	福津市日蔭野三丁目1番地109	H 31・3・31
春生159	ながの内科クリニック	春日市白水ヶ丘一丁目55番地	H 31・3・31
春生92	医療法人 おがた眼科医院	春日市春日原東町三丁目38	H 31・3・31
福地生137	水ノ江医院	那珂川市今光三丁目11	H 31・3・31
糸島地生99	古賀医院	糸島市高田一丁目9-32	H 31・3・31
小生69	いけだクリニック	小郡市小郡615-1	H 31・3・31
久地生18	医療法人白石医院	三井郡大刀洗町大字栄田2109-2	H 31・2・28

田生129	医療法人金子内科医院	田川市新町25-1	H 31・3・31
北生歯57	木村歯科医院	糟屋郡須恵町大字上須恵797-2	H 31・3・31
大野生歯9	井手歯科医院	大野城市南ヶ丘四丁目3-18	H 31・3・31
春生歯23	さとう歯科医院	春日市春日公園二丁目67	H 31・3・31
飯生歯51	奥野歯科医院	飯塚市上三緒346-28	H 31・3・31
飯生歯122	しろうず歯科クリニック	飯塚市小正124-6	H 31・3・31
遠生歯33	永井歯科医院	遠賀郡芦屋町船頭町7-9	H 31・3・31
福津生薬34	オーエス福間駅薬局	福津市中央三丁目1-1	H 31・3・31
直生薬26	古町調剤薬局	直方市古町3番6号	H 31・3・31

### 福岡県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
宮生12	医療法人菅井整形外科医院	医療法人 宮若整形外科医院	宮若市龍徳1106-17	H 31・4・1
福津生薬35	福神調剤薬局津屋崎店	あおい薬局	福津市津屋崎三丁目16-18	H 31・4・1

## 福岡県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫生マ39	佐々木 光徳（Keirow 筑紫野ステーション）	筑紫野市桜台二丁目21-8 エトウビル1号	H 31・4・1
大野生マ41	近藤 陽子（訪問マッサージわかば）	大野城市雑餉隈町三丁目4-21 メゾンコンフォート101号	H 31・4・18
小生柔38	鐘ヶ江 祐貴（堺整骨院 小郡院）	小郡市小坂井118-1	H 31・4・17
福津生柔50	野廣 賢（福津彩整骨院）	福津市花見が丘二丁目18-35	H 31・4・1
福津生柔51	久保 沙耶香（福津彩整骨院）	福津市花見が丘二丁目18-35	H 31・4・1
田川生柔54	小袋 是勝（整骨院 大正館）	田川郡大任町大字今原2463	R 1・5・1
筑紫生はき21	佐々木 光徳（Keirow 筑紫野ステーション）	筑紫野市桜台二丁目21-8 エトウビル1号	H 31・4・1

## 福岡県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生マ5	井筒 純男（訪問マッサージわかば）	大野城市雑餉隈町三丁目4-21 メゾンコンフォート101号	H 31・4・18
生柔37	原 憲弘（原整骨院）	大牟田市白金町217	H 31・4・3
筑生柔24	森山 浩司（響整骨院）	筑後市大字尾島121	H 31・3・15
福津生柔40	山浦 昂将（福津彩整骨院）	福津市花見が丘二丁目18-35	H 31・3・30
粕生柔129	宮崎 誠士（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 30・7・1
粕生柔144	福嶋 翔（仲原彩整骨院）	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	H 31・4・2
粕生柔164	野廣 賢（志免彩整骨院）	糟屋郡志免町南里一丁目1-17	H 31・3・28

## 福岡県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大生柔79	田熊 晋作（あおぞら整骨院）	大牟田市上屋敷町一丁目12-18	大牟田市上屋敷町一丁目11-9	H 31・4・1

## 福岡県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占有を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占有を制限する区域
朝倉	一般国道	200号	朝倉郡筑前町朝日721番1先から朝倉郡筑前町朝日697番1先まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和元年6月14日

福岡県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

福岡市西区大字草場字寒気617、618

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

公 告

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山鹿地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	令和元年5月31日から令和元年6月28日まで	芦屋町役場

公告

曾根中央土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
鬼塚 集美	北九州市小倉南区中曾根新町3番10号
先本 清	北九州市小倉南区中曾根東五丁目4番21号
松下 親義	北九州市小倉南区中曾根東四丁目16番6号
上田 修治	北九州市小倉南区中曾根東一丁目5番27号



松根豊春	北九州市小倉南区中曾根三丁目2番11号
片山悦男	北九州市小倉南区中曾根四丁目1番21号
水島勝	北九州市小倉南区中曾根六丁目7番18号
濱中興三	北九州市小倉南区中曾根東四丁目8番3号
奥田義文	北九州市小倉南区上曾根三丁目10番43号
岩谷紀尚	北九州市小倉南区上曾根三丁目8番26号
深田英博	北九州市小倉南区中曾根五丁目4番13号
前田俊次	北九州市小倉南区上曾根五丁目8番37号
岡村博美	北九州市小倉南区上曾根三丁目9番5号
古谷一三	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目2番10号
川江三芳	北九州市小倉南区大字曾根新田16番地
喜多村元生	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目6番8号
突廻悟	北九州市小倉南区曾根新田南二丁目10番13号
朝野勲	北九州市小倉南区曾根新田北五丁目1番10号
井上和明	北九州市小倉南区朽網東一丁目3番16号
柳田嘉二郎	北九州市小倉南区朽網東一丁目7番11号
平山賢四郎	北九州市小倉南区朽網東一丁目8番8号
平原義昭	北九州市小倉南区朽網西五丁目24番31号
立花繁繼	北九州市小倉南区朽網東一丁目16番26号

## 2 退任監事

氏名	住所
尾倉義則	北九州市小倉南区中曾根東五丁目2番1号
安光久男	北九州市小倉南区上曾根三丁目8番52号
葛谷豊	北九州市小倉南区朽網東三丁目9番2号
渡辺要	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目7番1号

## 3 就任理事

氏名	住所
濱中興三	北九州市小倉南区中曾根東四丁目8番3号
吉永博利	北九州市小倉南区中曾根東四丁目8番27号

尾倉義則	北九州市小倉南区中曾根東五丁目2番1号
水島勝	北九州市小倉南区中曾根六丁目7番18号
鬼塚集美	北九州市小倉南区中曾根新町3番10号
日野美智信	北九州市小倉南区中曾根三丁目4番25号
島田隆一	北九州市小倉南区中曾根新町2番5号
片山悦男	北九州市小倉南区中曾根四丁目1番21号
上田益三	北九州市小倉南区上曾根三丁目9番19号
深田英博	北九州市小倉南区中曾根五丁目4番13号
岡村博美	北九州市小倉南区上曾根三丁目9番5号
前田勝治	北九州市小倉南区上曾根五丁目5番27号
岩谷紀尚	北九州市小倉南区上曾根三丁目8番26号
古谷延行	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目2番10号
沖永政治	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目5番31号
惠良一男	北九州市小倉南区曾根新田南二丁目10番8号
川江三芳	北九州市小倉南区大字曾根新田16番地
朝野勲	北九州市小倉南区曾根新田北五丁目1番10号
井上和明	北九州市小倉南区朽網東一丁目3番16号
黒崎隆博	北九州市小倉南区大字朽網560番地1
平山賢四郎	北九州市小倉南区朽網東一丁目8番8号
川江秀孝	北九州市小倉南区大字朽網685番地
平原義昭	北九州市小倉南区朽網西五丁目24番31号

## 4 就任監事

氏名	住所
松根豊春	北九州市小倉南区中曾根三丁目2番11号
安光久男	北九州市小倉南区上曾根三丁目8番52号
渡辺要	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目7番1号
葛谷豊	北九州市小倉南区朽網東三丁目9番2号

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

令和元年5月20日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
ライツ	福岡市南区大楠1-15-34	江原 弘幸	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

令和元年6月3日から令和元年6月6日までの4日間

4 処分の原因となった事実

ライツは、建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反する。

### 公告

大川南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
山口 光政	大川市大字新田170番地3
龍 正義	大川市大字新田267番地3

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
三潞南部土地改良区	令和元年5月20日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート豊前

(2) 所在地 豊前市大字岸井394番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン筑紫野
- (2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ライフガーデン水巻
- (2) 所在地 遠賀郡水巻町樋口1437番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

騒音規制法・振動規制法の特設施設に該当する施設を設置する場合は当町に届け出る。また、資材の搬出入や、食品の加工等に起因する騒音、振動、悪臭等で近隣住民の生活環境を害することが無いようにすること。

(2) 廃棄物に係る事項等

店舗から排出される事業系一般廃棄物に関して、事前に遠賀・中間地域広域行政事務組合に連絡を行い、組合から紹介のあった地域の担当収集業者と、ごみ集積場所やごみ収集車の経路等の調整をすること。

(3) その他

ア 当町や地域住民、関係団体と相互に連携し、地元商工会への加入、町内で行われるイベントへの協力、地域経済団体等の活動や地域的美観・景観等生活環境推進へ協力すること。

イ 店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知すること。

ウ 開店後に、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合は、適切な対策について当町、地域住民等と誠意をもって協議・対応すること。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宇美町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

宇美須恵都市計画下水道の変更（宇美町決定）（平成31年3月18日宇美町告示第35号）

公告

総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第7項の規定に基づき、指定法人から法人の名称の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のように公示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称の変更

変更前の法人の名称	変更後の法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	変更年月日
-----------	-----------	------------	-------	-------



新日鐵住金株式会社	日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目6番1号	平成31年 2月7日	平成31年 4月1日
-----------	----------	-----------------------	---------------	---------------

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
三井郡床島堰土地改良区	令和元年5月22日

**公告**

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営下小山田地区土地改良（暗渠排水）事業変更計画書の写し	令和元年5月31日から 令和元年6月28日まで	築上町役場築城支所

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

広川土地改良区

令和元年5月21日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年福岡県規則第49号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

**1 意見を募集しなかった理由**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）等の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

**2 規則の公布日**

令和元年5月28日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉法施行細則（昭和28年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）等の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

令和元年5月28日

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
大善寺北部土地改良区	令和元年5月20日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市鯉田字グミノ木2517番142の一部及び2517番306

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 小川 洋

（建築都市部県営住宅課）

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀町(一部)	令和元年5月13日から 令和元年9月30日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区上葛原一丁目	令和元年5月10日から 令和元年5月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定によ

り、粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡粕屋町大字酒殿の一部地域	令和元年5月20日から 令和2年3月31日まで

#### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成31年3月11日から 令和元年8月11日まで

#### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
優良運転者免許更新センター機器等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
    - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
    - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
      - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
      - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
      - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
  - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
  - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和元年6月19日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和元年9月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和元年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件名

優良運転者免許更新センター機器等賃貸借契約

#### (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

#### (3) 賃貸借期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日までの間

#### (4) 納入場所

入札説明書による。

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和元年7月10日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

#### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

#### (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2233

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

令和元年5月31日（金曜日）から令和元年7月9日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法



- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和元年7月10日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

#### 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時  
令和元年7月11日（木曜日）午前10時30分

#### 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担

保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わるできない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for computers, programs and peripheral devices for Excellent Driver's Licence Renewal Center
- (2) Time Limit of Tender  
5:45 PM on July 10, 2019
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2233)

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育総務部財務課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
T I S株式会社 インダストリー事業統括本部 産業事業本部 産業ビジネス第2事業部 九州支社
- (2) 住所  
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,330,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第107号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年5月31日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

## (1) 講習会の日時

令和元年7月31日（水） 午前10時から午後5時までの間

## (2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## 2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第108号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するの

で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年5月31日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
令和元年7月4日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
令和元年7月22日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県筑紫野市上古賀一丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署
令和元年7月23日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署
令和元年7月31日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 小倉南生涯学習センター視聴覚室	小倉南警察署

## 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第109号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する

令和元年5月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年8月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
令和元年8月8日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年8月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受

講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第111号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和元年5月31日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第3号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

講習期日	講習時間	講習場所
令和元年7月10日(水)から 同年7月18日(木)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所

令和元年7月16日（火）から同年7月18日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午後1時00分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
------------------------------	--	---------------------------------

## 3 受講定員

## (1) 新規取得講習

12名

## (2) 追加取得講習

6名

## 4 受講対象者

## (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。

）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後

、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

## 5 受講申込手続等

## (1) 受付期間

令和元年6月10日（月）から同年6月12日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

## ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

## a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

## b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

## c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## d エに該当する者



旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内

内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

(5) 本講習は、法第2条第1項第4号に係る講習と同時開催とする。

#### 福岡県公安委員会告示第112号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定す

る警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和元年5月31日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第4号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和元年7月10日（水）から同年7月18日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（4日目の講習は午後0時10分まで、最終日の講習は午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和元年7月17日（水）から同年7月18日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

- (1) 新規取得講習

6名

- (2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

- (2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上の者

5 受講申込手続等

- (1) 受付期間

令和元年6月10日（月）から同年6月12日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

- (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

- (3) 必要書類

ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

- (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者に該当することを疎明する書面

a 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

b 履歴書

イ 追加取得講習

- (ア) 前記5(3)アに掲げる書面

- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
- ア 新規取得講習  
34,000円
- イ 追加取得講習  
10,000円
- ※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。
- (5) 申込方法等
- ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
- ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。
- エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。  
また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。
- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 本講習は、法第2条第1項第3号に係る講習と同時開催とする。

## 福岡県公安委員会告示第113号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和元年5月31日

福岡県知事 小川 洋

- 1 講習の区分  
機械警備業務管理者講習

## 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
令和元年8月6日(火)から同年8月8日(木)までの間	午前9時30分から午後5時30分まで(最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

## 3 受講定員

38名

## 4 受講申込手続等

## (1) 受付期間

令和元年7月22日(月)から同年7月24日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

## (2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## (3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号) 1通

※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

## (4) 講習受講手数料

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外(郵送等)の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

## 5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

## 6 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備業務係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。



- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

### 福岡県公安委員会告示第114号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和元年5月31日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和元年9月3日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和元年9月4日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

- (1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次の

いずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

- (1) 空港保安警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合におけ



る応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

令和元年8月19日（月）から同年8月21日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の

長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料

空港保安警備業務1級及び2級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

## 雑 報

### 公告

令和2年度福岡県農業大学校養成科の学生を次のように募集する。

令和元年5月31日

福岡県農業大学校長 大石 裕二

### 1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	学生数の基準
養成科	50人	野 菜	20人
		花 き	5人
		果 樹	5人
		水田経営	5人
		畜 産	5人
		総 合	10人

### 2 修業年限 2年

### 3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

#### (1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（令和2年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（令和2年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 志操堅固、身体強健な者で次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 農業に就業する意欲を有している者
- (イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

#### (2) 試験

試験は、一般入学試験（A日程・B日程）及び推薦入学試験（総合コースは除く。）とする。

なお、一般入学試験（B日程）は、募集定員に達しない場合に実施する。

#### ア 試験日程

	一般入学試験（A日程）	一般入学試験（B日程）	推薦入学試験
	令和元年11月8日（金） ～11月22日（金）	令和2年2月12日（水） ～2月26日（水）	令和元年9月13日（金） ～9月27日（金）
願書受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。</li> <li>・郵便による受験申込みは、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。</li> </ul>		
試験日	令和元年12月6日（金）	令和2年3月12日（木）	令和元年10月18日（金）
合格発表	令和元年12月13日（金）	令和2年3月17日（火）	令和元年10月25日（金）

イ 一般入学試験（A日程・B日程）

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

日 時	科 目 等	場 所	
A日程 令和元年12月6日 (金曜日)	9時10分～ 10時00分	国語（国語総合）	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	10時10分～ 11時00分	数学（数学Ⅰ）	
B日程 令和2年3月12日 (木曜日)	11時00分～ 12時00分	生物基礎、化学基礎、 農業（農業と環境） のうちいずれか1 科目を選択	
	13時00分～	面接	

注）各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には、総合得点にかかわらず、不合格とする。

(ウ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話番号092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3495）。

郵送によって受験願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円（料金改定時は、改定後の料金））切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

なお、受験手数料は無料とする。

- (a) 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
- (b) 就農・就職計画書（所定の様式によること。） 1部
- (c) 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、402円（料金改定時は改定後の料金）切手を貼ったもの。） 2枚

c 受験票の発送

受験票は、A日程を12月上旬、B日程を3月上旬に発送する。

(エ) 合格者の発表

一般入学試験合格者の受験番号をA日程は令和元年12月13日（金曜日）、B日程は令和2年3月17日（火曜日）いずれも午前9時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載するほか、文書をもって本人に通知する。

ウ 推薦入学試験

(ア) 募集定員 総合コースを除く定員の概ね2分の1以内

(イ) 推薦の要件

3の(1)の受験資格を満たす者であって、次に掲げるa又はbのいずれかに該当するものであること。

a 高等学校を令和2年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(a) 本人若しくは保護者が県内居住者

(b) 学業成績が優秀で、人物及び健康状態が優れており、学校長が責任を持って推薦できる者

(c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者

(d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者又は県内の農業法人への雇用就農を志望する者

b 高等学校を令和2年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(a) 本人若しくは保護者が県内居住者

(b) 人物及び健康状態が優れており、市町村長又は農業協同組合長が責任を持って推薦できる者

(c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者

(d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者又は県内の農業法人への雇用就農を志望する者

(ウ) 試験の日時、方法及び場所

日 時	方 法	場 所

令和元年 10月18日 (金曜日)	9時10分～ 10時10分	小論文 (800字程度)	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	10時20分～ 11時10分	数学基礎	
	11時20分～	面接	

## (エ) 受験手続

- a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先  
一般入学試験に同じ。
- b 受験の申込方法  
所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。  
なお、受験手数料は無料とする。
- (a) 高等学校を令和2年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げるもの
- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
  - ii 就農・就職計画書（所定の様式によること。） 1部
  - iii 推薦書（在籍する高等学校長が作成したもの。様式は自由とする。） 1部
  - iv 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、402円（料金改定時は、改定後の料金）分の切手を貼ったもの。） 2枚
- (b) 高等学校を令和2年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げるもの
- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
  - ii 就農・就職計画書（所定の様式によること。） 1部
  - iii 推薦書（所定の様式で住所地の市町村長又は農業協同組合長が作成したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の市町村長又は農業協同組合長が作成したものも可とする。） 1部
  - iv 返信用封筒（(a)のivに同じ。） 2枚
- c 受験票の発送

受験票は、10月上旬に発送する。

## (オ) 合格者の発表

推薦入学試験合格者の受験番号を令和元年10月25日（金曜日）午前9時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載するほか、文書で本人に通知する。

## (カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、一般入学試験を受験することができる。  
この場合、受験願書、就農・就職計画書（志望する専攻コースを変更する場合のみ）、返信用封筒を再提出すること。

## 4 在学中に行う研修等

大型特殊自動車免許（農耕用）、危険物取扱者（乙種第4類）、毒物劇物取扱責任者（農業用品目）、家畜（牛）人工授精師（畜産コースのみ）、フォークリフト運転技能講習、小型車両系建設機械運転業務特別教育講習等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。